

65歳以上の方は今秋10月から

## 市県民税の公的年金からの特別徴収が始まります

今秋10月から、公的年金にかかる所得の市・県民税が公的年金から特別徴収（天引き）されます。

### ◎公的年金とは

老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金で、国民年金、厚生年金、共済年金をいいます。

### ◎対象者

平成21年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、市・県民税を納付されている方、かつ年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などを

### ●平成21年度の納め方

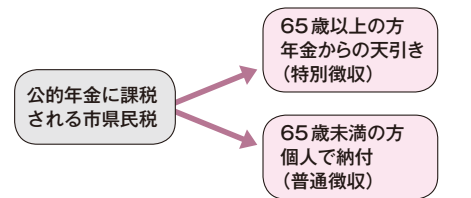
月	納付書・口座振替で納める(普通徴収)		年金からの天引き(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

### ●平成22年度以降の納め方

月	年金からの天引き(特別徴収)				
	4月	6月	8月	10月	12月
税額	1/6	1/6	1/6	1/6	1/6

年金からの特別徴収(天引き)は納税方法を変更するものであり、新たに税負担が発生するものではありません。

公的年金に課税される市県民税は、給与からの天引きができなくなります。



法の改正により、公的年金に課税される市県民税を給与から天引きされていた方は、平成21年度分からは給与からの天引きができなくなります。65歳以上の方は公的年金からの天引き、65歳未満の方は個人で納付することになります。

問合せ先  
税務課  
☎35-3136

受給している方(介護保険料の特別徴収と同じ)  
◎年金からの特別徴収が中止となる場合

年の途中で高山市外へ転出したり、公的年金に課税される市県民税の税額に変更があった場合です。年金からの天引きが中止になり、残りの税額を納付書や口座振替で納めて頂くこととなります。

## 完成間近。JRアンダーパス工事

6月27日(土)午後1時から開通



国分寺通り側から望むJRアンダーパス

平成18年度から進めていたJRアンダーパス工事がいよいよ完成し、6月27日(土)午後1時からご利用いただけるようになります。

今回の開通により、駅東西の通行が便利になります。また、自転車歩行者道の整備により、自転車も歩行者も安全に通行できるようになるほか、明るい照明や防犯装置、手すりも設置し、安全性にも配慮しています。なお、車道については3・1mの高さ制限がありますの

ご注意ください。

工事の完成に伴い、6月27日(土)午前10時から開通式典を行い、式典後、JRアンダーパス内を自由に歩いて見学していただける時間を設けていますので、市民のみなさんのご来場をお待ちしています。(詳細は次号で紹介)。

問合せ先

駅周辺整備課  
☎35-3180

## 景観を守る塀などの設置に助成

1カ所当たりの限度額は最高30万円まで

市では、21年度からの新しい取組みとして、潤いのあるまち、人づくりを目指すとして、高山の景観にふさわしい塀などの設置に対して、補助金を交付します。

- ① 板塀、塗塀、土塀、板壁・板化粧の新設や改修
- ② 公衆用道路、または河川に面した部分
- ③ 市の景観にふさわしいもの
- ④ 概ね高さ0.9m以上、長さ1.8m以上
- ⑤ 適切に固定されているもの
- ⑥ 5年以上活用するもの
- ⑦ 建築基準法や市の条例な

どに適合するもの  
補助率・限度額 事業経費の3分の1以内。ただし、1.8m当たりの限度額は5万円、1カ所当たりの最大限度額は30万円

問合せ先

都市整備課  
☎35-3176